

ほっと

NPO法人 ほっと会報

〒590-0048

堺市堺区一条通19-13 上埜ビル2階

☎ 072-228-3011 FAX 072-228-3012

E-mail npo-hot@nifty.com

NO. 68 発行：2025年（令和7年）2月12日

堺障連協が、21項目の要望を基に、堺市と懇談会開催

ほっとからも、「権利としての成年後見制度」になるよう要望

当日の懇談会は、一日かけて開かれました。内容も、防災・減災、医療、暮らしの場、療育、教育、地域生活拠点、移動（バス・タクシー）、居住事業・相談事業、福祉現場の人材確保、福祉サービスにおける利用料間

多岐にわたる要望項目毎に実情を訴え、検討を求めた。当日の懇談会は、一日かけて開かれました。内容も、防災・減災、医療、暮らしの場、療育、教育、地域生活拠点、移動（バス・タクシー）、居住事業・相談事業、福祉現場の人材確保、福祉サービスにおける利用料間



事前提出の要望項目と文書回答を基に、当事者・関係者が実情を訴え！

◆成年後見制度について仲村事務局長が発言（詳細は別紙で）

●積極的な普及啓発を

- ・高齢者（主に認知症）では、親族後見が大幅に減少し、第三者による後見が多数になっている。
- ・しかし、障がい者では、まだまだ家族後見が多い。しかも、後見人の親は高齢になってきている。60歳代の子どもを80才代の親が見るという状況があり、相談にも行けない現実がある。堺市はパンフもつくり窓口も設けているというが、窓口だけではなく、積極的にアプローチし、普及・啓発を！

●後見は権利を守る制度、市民後見人のボランティアで良いのか？

- ・社会福祉法人や市民後見人に後見活動を任そうとする動きがある。本当にこれで良いのか？意思決定支援が大切だと市民後見人の研修でも話されている。しかし、研修を受けた人からは、これはボランティアでできる仕事ではないとの声が出ている。知的障がい者には、市民後見人にボランティアとしてやれというのは難しいと思う。その理由は、後見活動が長期にわたる。障がい特性を理解する必要がある。さらには環境によっても障害の状況はいろいろ変わる。これを本当に市民後見人に任しても良いのか？市民後見人を行政が支えるというが、行政が後見人を担い、市民ボランティアに生活支援員をお願いするのならば分かる。後見人は、かつての禁治産者ではなく、権利を守る制度であることを大事にしたい。

●堺市成年後見利用支援事業を権利を守る制度に！

- ・この制度があることを知っている方はまだまだ少ない。安心して申請できるようもっと知らせたい。
- ・対象者を「生活保護に準ずる人」から拡充して欲しい。「本人資産」を基準にするのではなく、「権利」を守るための後見利用支援制度に改めて欲しい。

●堺市：動きを注視したい

法務省が見直しの検討中。1回使うと途中で辞められないなどいくつかの点で見直すとのことであり、堺市として注視している。

成年後見の権利擁護については、権利擁護サポートセンターを支援の中核機関として位置づけている。高齢よりも障がい者の方の相談が増えており、かつ難しい問題を抱えており、専門性が求められている。「生活保護に準ずる」との規定があるが、後見支援事業をなぜ活用されていないのか注視している。

題、障害福祉サービス受給者証発行とサービス開始、そして成年後見制度と多岐にわたっています。これに対して、堺市の各担当課もそれぞれ要望項目ごとに事前に文書回答を示しています。その上で、各項目ごとに当事者・関係者から改めて実情を訴えて検討を求めました。

紙面の制約の関係で、「暮らしの場」について抜粋を紹介。
・強度行動障害のある子どもを持つ親ですが、少しでも長生きして支援して見守りたいと思っています。しかし、そのためには私自身が健康でないとできない。老障介護の実態を知って欲しい。支援して欲しい。
・強度行動障害のある人を受け入れてくれるGHでは、人手不足

でギリギリの体制でやっている。労働に対する正当な報酬になっていないのではないかと。日中支援型GHを早くつくってほしい。
堺市：強度行動障害がある人の支援には、人材が必要であり、本年度から専門的人材確保のための施策を始めている。2、3年経って成果を出していきたい。

ほっと新春企画「イルミネーション&音楽の夕べ」をみんなで楽しみました♪



高層館展望ロビーからの夜景も格別♪

当日はこの冬一番の冷え込みにより寒かったので、イル

イルミネーションは市役所高層館から

新年早々の1月10日(金)ほっとの新春企画「イルミネーション&音楽の夕べ」を開きました♪



盛り上がる参加者♪

人がいっぱいびっくりに盛りが上がった♪楽しかった♪

ミネーションされた街並みを散策するのを諦めて、市役所高層館21階の展望ロビーからシンボルロード(大小路筋)の並木に電飾されたイルミネーションを眺めました。上から見ると全体の感じが見えて、また格別です。

オカリナとギターの演奏を満喫♪



演奏する杉村氏と松永氏

みんなで冬の夜空に映えるイルミネーションを眺めた後、今日のメイン会場・森のキッチン(市役所本庁舎地下1階)へ。ほっと理事長・松永健治氏のオカリナとコスモスの杉村香起氏のギターによるコラボの演奏「音楽の夕べ」を楽しみました♪

そして、飛び入りで、Tさんが「けん玉」を披露です。参加者の大きな拍手を受けながら、見事に成功して会場を盛り上げてくれました。



けん玉を見事に披露するTさん

Tさんが「けん玉」を見事に披露!

賛歌でオーブニングです。オカリナの優しい音色に聞き入ります。つづいて、杉村さんが亡き親友への惜別の思いを込めた曲です。涙を浮かべながら歌い上げます。参加者も引き込まれ、「泣いたらアカン!」と声がかかります。会場が一つになったようです。

参加された方々の声

- ・夜に出かけることは少ないので、とても楽しかったです。
- ・上から見る夜景、とても綺麗でした。
- ・杉村香起さんのギター弾き語りと松永健治さんのオカリナのセッションは良かったです。「毛なしブラザーズ」は、面白かったです。
- ・「明けましておめでとう」のあいさつを「ハゲましておめでとう」とダジャレを入れたのがすごく面白かったです(笑)。最高のハゲ(晴れ)舞台でしたよ(笑)♪
- ・オカリナ、すごい!と思った。ギターは上手で、歌がうまかった。けん玉が、成功して良かった!
- ・弁当、とっても沢山の、食べきれなかったけど、おいしかったです!
- ・プレゼントが楽しかった。
- ・人がいっぱいびっくりに盛りました。
- ・来年もしてほしい。今後は夏に、納涼会がしたいです!

その後は、楽しい夕食「豪華弁当」です。みんなで美味しい弁当を食べながら、笑顔でおしゃべりが弾みます♪

ドキドキ&ワクワクでフレンチ交換♪

豪華弁当、みんなで食べる美味い♪

最後はやっぱり、「六甲おろし」! 仲間のKさんが「これは俺の出番だ!」とばかり、舞台上に立って音頭を取ってみんなをリードします。会場参加者が文字通り一体となり、大いに盛り上がりました♪



ワクワク&ドキドキのプレゼント交換

したプレゼントの中から、クジで引いた名前の人のために、自分で選んできてお渡しします。初めての試みでしたが、みんなドキドキしながら、クジを引いて、その人にプレゼントをお渡ししていました。48名という沢山の皆さんに参加して頂き、ほっと新春企画をみんなで楽しみました。

成年後見制度に関するアンケート調査結果から見てきたもの

特定非営利活動法人ほっとは 2023 年 12 月に、堺市内の通所事業所の利用者・家族を対象に成『年後見制度に関するアンケート』を実施させていただきました。通所事業所の協力もあって、1200 の配布を行い、445 通のアンケートの返信をいただきました。その結果を踏まえ発言させていただきます。

知的障がい者・家族にとっての成年後見制度の普及は

裁判所による全国調査結果（令和 5 年）からは、成年後見制度利用者の約 10% が知的障がい者で、約 63% が高齢者（認知症）となっています。（残りは発達障害者、精神障害者）

また、親族が後見人になっている割合は、10 年前までは 50% 超えていたものが、現在は 18% で、全体的には親族後見は減少してきているのが現状です。

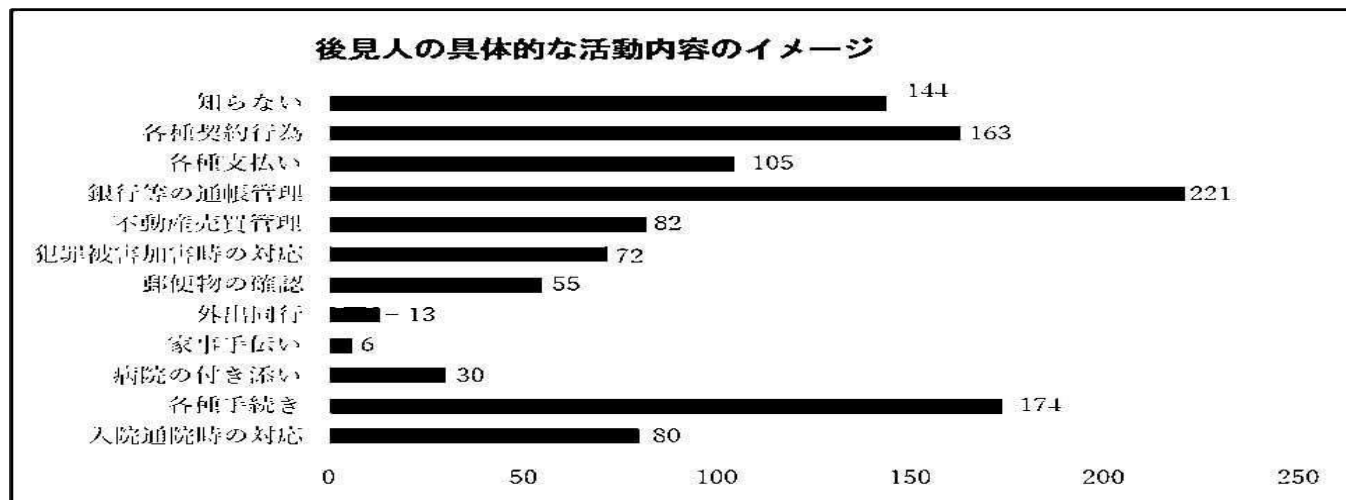
ですが、今回のアンケートからは、障がい者の場合はやはり家族支援に偏りがあり、成年後見制度を利用している 36 名中 27 名の方が親族の人が後見（75%）をおこなっていました。第三者後見人は 9 名となっています。このことから、高齢者（認知症）の分野では親族後見から第三者後見といった社会支援に変わってきているのに、知的障がい者の分野では、今でも多くの方（75%）が親族の後見に頼っているのがわかります。

成年後見制度の知的障がい者・家族の普及・啓もう状況について

まず、成年後見制度の具体的な活動内容について理解されていない現状が浮き彫りになりました。445 名中「具体的な活動について知らない」と答えた方が 144 名で、世間一般的な知識としての「財産管理、各種契約行為」と記入された方も半数以下の数字となっていました。

本来、様々な契約行為等で支援が必要な成人に対しては成年後見制度を利用が必要なはずが、知的障がい者の人たちには、未成年者同様に親の代理行為が認められている状況にあります。

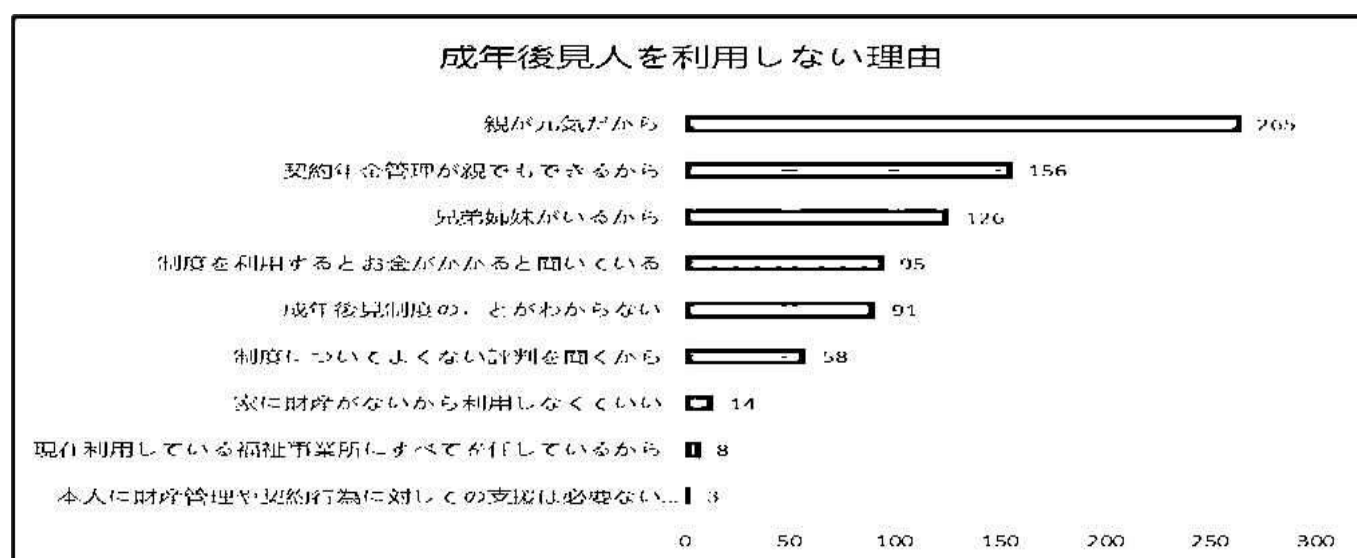
知的障がい者の家族の方にとって、成年後見制度が今すぐ必要な制度としての認識が薄く、「親亡き後」の制度として映っているのではと感じています。



成年後見制度を利用しない理由については、親が元気だからという意見と兄弟姉妹がいるからという答が主となっていました。多くの方は家族支援が難しい状況になってから後見制度の説明を受け、申請準備に入る方が多いといえます。

そして、費用がかかるということも、申請しない大きな理由になっていました。本人の年金や作業所給料等の収入から、後見人に月額 2 万程度の支払いが生じることが申請を考えさせられる大きな要因になっているように感じられます。また、本当に本人を守ってくれる制度なのかという不信感が大きいこともアンケート結果の記述内容からも見えてきています。

費用や後見活動の中身についての不安は、成年後見制度の学習会や各相談機関での対応で後見活動自体が見直しをされてきていることを家族にも伝えるとともに、実際の具体的な後見活動を知ることによって、知らない事への不安が軽減されるのではと考えています。



計画的に家族支援から社会的な支援に移行を

成年後見制度のアンケートにお答えいただいた 445 名中 265 名の方が、「家族が元気なうちは成年後見制度の申請を考えていない」と答えるとともに、将来は「兄弟姉妹に託す」と回答されている方が 126 名という数字となっています。

障がい者家族にとって、家族の支援、兄弟姉妹の支援を第 1 として、そこが難しくならないと成年後見制度の内容や申請にまでは結びついていない状況であるといえます。

本人や家族が高齢になってから家族支援から社会支援に移行していくことは、本人にとっても家族にとっても大きな負担になると考えています。

家族支援から社会支援への移行は家族環境が変わってからではなく、計画的な移行を推奨していく必要がアンケートから見えてきました。

成年後見制度の利用は「親亡き後の準備」という視点ではなく、成人としての「暮らし」を確立していくために、家族支援を社会支援に移行するという視点に

今回のアンケートは、堺市内の通所事業所を中心に行ったことから、「家族が元気なうちは家族で」といった思いが強く感じ取られました。そのため「親亡き後の準備」という視点ではなく、成人後の障がい者本人の暮らしを家族支援に依存するのではなく、成人として、社会支援を確立していくべきだということを幅広く訴えなければならないと考えています。

家族支援から社会支援に向けて

欧米の多くの国々では、日本のような扶養義務制度はなくなってきました。日本においても扶養義務の範囲を「夫婦間と未成年の子に対する親」に限定しようとする動きがありましたが、現在も保留とされたままになっています。成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた今でも、親族による扶養義務は成人後も残っているのが現状です。

どんなに障害が重くても親兄弟から独立し、地域社会での社会的な支援を受け、自立生活を可能にするためには、十分な所得保障の確立と扶養義務問題の解決が重要だと考えます。

日本の家族単位で考えていくシステムや慣習の中で、日常当たり前に家族が行っている支援は、家族が高齢になっても家族や兄弟姉妹を縛り付けている現実がアンケート結果からも明らかになっています。そしてこの現実を客観的に世界的な見地からみてどのように映っているのかは、国連の障害者権利条約の批准状況の対日審査で日本の福祉を「温情主義的福祉」と勧告した状況からも明らかです。

『家族の絆』を大切にし、助け合いながら生きることは美しい姿で、日本の優れた思想信条であるかのように発信されている場面も多くみられますが、まず一人ひとりの生活保障を社会全体の問題としてとらえ、必要な社会的支援が準備されることこそが必要だと考えます。

障害特性を理解した上での意思決定支援の重要性も2020年に文言として入っています。

市民後見人を育て、市民が市民を支えあう社会を目指すということですが、根本的に社会的弱者の権利を守る責任は行政にあると考えています。50歳を超えた知的障害者の支援を80歳を超えた家族が行っている現状を変えるためには、資産要件にかかわらず、成年後見制度が利用しやすい環境を準備しないといけないと考えています。現状大阪府・堺市は市民後見人の養成に力を注がれていますが、知的障がい者の後見について市民後見人が制度に沿って拡大するものなかを堺市として今後の見通しをお答えいただきたいと考えています。

また市民後見人の養成研修と後見人を支える組織についての在り方は、2020年の後見人としての責務で意思決定支援が明記されてことから、後見人の責務についてより重要視された研修内容となっていると感じていますが、市民後見人の位置づけが本当にボランティアでいいのかという疑問を持っています。

今回のアンケートでは見えなかったこと

家族の高齢化や相続に対しての課題

ご本人の暮らし、支援体制を確立していくためにも、成年後見制度や福祉支援は大切です。ですが、それだけではなく家族自身の高齢化に向けての見通しも大切です。本人が生活することの

ない自宅や、家族の葬儀やお墓のこと、家族が入院した時の支援など、本人に親族としての負担が発生することを想定した準備が必要となります。

また、兄弟姉妹がいることで成年後見制度の利用は不要だと考えている方が、全体の 35% (126/445) という回答でした。ですが、親だからこそおこなえていた代理行為が、兄弟姉妹ではできないことも多くあります。そのことについても知っておく必要があります。

親が行ってきた具体的な支援の内容については、兄弟姉妹も知らなかったという例が多数報告されています。本人にとっても、親子関係で受けていた支援が、突然兄弟姉妹からの支援になることで、今までの兄弟姉妹の関係が崩れ、本人に大きな負担につながることもあります。

アンケート結果を受けて

家族の期待する成年後見制度の役割は、財産管理や様々な福祉契約のみならず、本人の暮らしを見守り続け、維持していくために必要に応じて対応できるものを期待されています。

日本の社会的において成人後の代理行為は認められていないのに、福祉に関しては代理行為が可能になっている現状が多く残されていることから、知的障がい者の家族は親亡き後に直面する問題に目を向けられない現実があります。

今回のアンケートからは成年後見制度の問題点として、申請すると取り下げられないことへの不安。裁判所で選出される後見人の変更が難しいことや、制度そのものが本当に本人を守ってくれるのかといった不安が記述されていました。国としても制度の見直しを検討されていますが、所得の少ない障がい者が安心して利用できる制度にしていくためにも「堺市成年後見制度利用支援事業」の拡充を訴えていくとともに、現行制度を家族にも知らせていく必要を感じました。

資産や扶養者にとらわれず、権利として成年後見制度の利用を促し、知的障がい者の家族依存の現状を少しでも改善できる制度の拡充を求めます。

